

浜長保険センター安全だより

令和 7 年 5 月 22 日
 浜長保険センター第 101 号
 電話 079-246-2561
 FAX 079-246-2571



テレビ・新聞報道によりますと、本年5月14日、埼玉県三郷市において、下校中の小学生10ほどの列に乗用車が衝突し、6年生の男子児童4人が怪我をしたひき逃げ事件が発生、その4日後、男性は警察署に出頭しその後、容疑者(42歳)が逮捕されました。調べに対し「ぶつかったことに間違いないが、相手が大丈夫と言っていたのでその場から離れただけ」と供述しているそうです。



ひき逃げは、相手方を死亡又は負傷させながら救護せず、また警察への報告もせず現場から立ち去る重大な犯罪であります。警察のひき逃げ事件の検挙率が高くなっておりませんが、その背景は、警察の捜査技術の向上、防犯カメラの設置増設、ドライブレコーダーの普及など様々な要因が複合的に作用していると考えられます。ひき逃げについて、少し説明したいと思います。



問 ひき逃げ、当て逃げという呼び方は、法律用語か？

答 ひき逃げ、当て逃げという呼び方は、正式な法律用語ではありません。

ひき逃げとは、一般的に自動車や自転車などで人を死傷させる事故を起こしたにもかかわらず、必要な措置をせず、現場から走り去る行為のことです。法律上、「ひき逃げ」という罪名はありませんが、この行為は道路交通法第72条に定められた「義務違反」に該当します。

問 交通事故を起こした場合、どのような措置をすれば良いのか？

答 道路交通法第72条には、次の3つの義務が課されていますので、その義務を実行する必要があります。

- ① 負傷者を救護する。～**救護義務** 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ② 事故の状況を直ちに警察に報告する。～**報告義務** 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
 - ③ 後続車による二次的な事故を防ぐ。～**危険防止措置義務** 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- この中で最も重要なことは、「**救護義務**」であります。

「人の死傷」～その程度の如何を問わない。怪我の有無は、運転者が勝手に判断しない。

「負傷が軽微であるから救護の必要はないと、その場を立ち去ることは、許されない。(最高裁 45.4.10)」

負傷者に対して、次の行動を執る必要があります。

ア 「大丈夫ですか？」と声をかけ、意識があるか確認する。

イ 必要があれば119番に通報し、救急車を呼ぶ

ウ 安全な場所へ移動させ、可能であれば、応急手当を行う。



問 どんなことに注意すべきか？

答 1 相手が「大丈夫」「負傷がない」と言っても、負傷がないと解釈しない。負傷の有無は医師が判断します。大丈夫と言っても警察に報告する。子どもの場合は、保護者にも連絡する必要があります。

2 飛び出し、信号無視など相手に原因がある場合、「自分は悪くない」と勝手に判断し、救護措置をせず、立ち去ると救護義務違反が設立します。過失責任は別であります。

3 歩行者、自転車と接触しなくても、相当因果関係があれば、交通事故であります。歩行者・自転車の側方を通過直後、歩行者・自転車が転倒した場合、停止して、前記の3つの行動を執りましょう。

ひき逃げ35点(取り消し3年)、当て逃げ5点、これに基礎点数(事故原因の交通違反点数)がプラスされます。



～ 事故を起こせば 直ちに停止 救護措置と警察報告 正しい道 ～